

5 公認サーキット・国内公認スピード競技コースに係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
国内公認サーキット（常設・準常設）	<p>すべての公認サーキットについて、以下の手続きに基づき、発給済許可証の公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「許可証」を発給いたします。</p> <p>①公認有効期間が2020年12月31日を以て満了となる公認サーキットは、JAF国内サーキットの公認に関する規定第5条1に基づき、2020年11月末日までに所定の申請書に必要事項（公認有効期間は2021年1月1日～12月31日として記載）を記入し、添付書類（変更のある場合のみ提出）を添えてJAFに提出してください。2022年以降の更新の際には、JAF国内サーキットの公認に関する規定第5条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p> <p>②公認有効期間が2021年以降を以て満了となる公認サーキットについては、発給済許可証の公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「許可証」を発給いたします。記載変更後の公認有効期間満了に伴う次年度への更新の際には、JAF国内サーキットの公認に関する規定第5条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p> <p>※FIAによる国際公認に関わる事項（FIA申請料含む）については、FIAの定める規則・基準等に拠るものといたします。</p>	2021年11月末日までの間
国内公認スピード競技コース（常設・準常設）	<p>すべての公認スピード競技コースについて、以下の手続きに基づき、発給済許可証の公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「許可証」を発給いたします。</p> <p>①公認有効期間が2020年12月31日を以て満了となる公認スピード競技コースは、JAF国内スピード競技コースの公認に関する規定第5条1に基づき、2020年11月末日までに所定の申請書に必要事項（公認有効期間は2021年1月1日～12月31日として記載）を記入し、添付書類（変更のある場合のみ提出）を添えてJAFに提出してください。2022年以降の更新の際には、JAF国内スピード競技コースの公認に関する規定第5条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p> <p>②公認有効期間が2021年以降を以て満了となる公認スピード競技コースについては、発給済許可証の公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「許可証」を発給いたします。記載変更後の公認有効期間満了に伴う次年度への更新の際には、JAF国内スピード競技コースの公認に関する規定第5条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p>	